

神戸市外国語大学 個人端末 (BYOD) 利用指針

(目的)

第1条 本指針は、神戸市外国語大学において学生の個人端末利用 (BYOD) を実施していく上で、情報漏えい、紛失、盗難、外部侵入等を防ぐための遵守事項等を定め、情報セキュリティの維持・向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 本指針は神戸市公立大学法人情報セキュリティポリシーの適用範囲として定めている大学の「情報資産に接するすべての学生」が情報資産に接する際に個人端末を用いる場合に適用する。

(定義)

第3条 個人端末とは、学生が私有する PC、タブレット、スマートフォン等の情報通信機器をいう。

(遵守事項)

第4条 学生は、個人端末の利用にあたり以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本指針の内容を遵守すること。
- (2) 個人端末へのパスワード設定・端末ロックを常時設定すること。
- (3) 個人端末の OS やアプリケーションを最新化 (アップデート) すること。
- (4) 個人端末への適切なウイルス対策 (定期的なウイルススキャンの実施等) を実施すること。
- (5) 大学の情報資産に接する際には大学から提供されたアカウントにて行うこと。
- (6) メールのやり取りにおいては、大学から提供されたメールアドレスを利用すること。
- (7) 盗難・紛失に対する対策 (端末の放置禁止、モバイル端末は常時携帯し目を離さない等) を徹底すること。
- (8) 盗み見・音漏れ対策 (のぞき見防止フィルタ・イヤホン等の利用) を徹底すること。
- (9) 個人端末の盗難・紛失・ウイルス感染等が発生した際、自己の責任において、事故の対応を行うこと。

(費用負担等)

第5条 学生が私有する個人端末の通信費用・保守費用等は私有する当該学生が負担しなければならない。

2 個人端末を利用する上で、当該端末に不測の事態が発生した場合においても、当該端末を使用する学生の自己責任とする。

(その他)

第6条 本指針の解釈及び運用上の疑義が生じた場合は、情報セキュリティ最高責任者が決定する。

附則

この指針は、令和8年4月1日から施行する。